

那霸港國際旅客船拠点形成計画

令和 8 年（2026 年）1 月

那霸港管理組合



目次

1. 国際旅客船拠点形成に関する基本的な方針	1
1－1 那覇港の概要	1
1－2 那覇港におけるクルーズ船の寄港状況	1
1－3 那覇港の港湾計画における位置付け	3
1－4 主要港湾施設の整備状況	3
1－5 国際旅客船寄港の拠点形成に係る取組方針	4
(1) クルーズ船寄港の拠点形成をする上での受入れの現状及び課題	4
(2) 連携するクルーズ船社の概要	4
(3) クルーズ船の寄港の拠点の形成に係る取組方針	4
(4) 国際旅客船寄港の拠点形成に関する実施体制	5
2. 国際旅客船拠点形成計画の目標	6
2－1 那覇港が目標とする国際クルーズ拠点の姿	6
(1) 国際旅客船拠点としての那覇港の位置付け	6
(2) 魅力的な周辺観光地及び広域観光資源を活用した寄港地観光の促進	7
2－2 国際クルーズ拠点（新港ふ頭 12 号岸壁）の運用開始年及び目標年	9
2－3 通年運用開始年及び目標年における寄港回数等の目標値	9
3. 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項	10
3－1 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業について	10
(1) 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の内容	10
(2) 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施体制	12
(3) 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の効果	12
(4) 法第 50 条の 16 第 3 項に掲げる許可等に関する事項	13
4. 国際旅客船拠点形成計画の実施に關し当該国際旅客船港湾管理者が必要と認める事項	13
4－1 泊ふ頭 8 号岸壁(那覇クルーズターミナル)との役割分担	13
4－2 フライ & クルーズの推進	13

1. 國際旅客船拠点形成に関する基本的な方針

1-1 那覇港の概要

沖縄県は日本の南に位置し、九州から台湾に連なる南西諸島の南半分を占める琉球諸島からなり、大小 160 もの島々が東西約 1,000km、南北 400km におよぶ広大な海域に散在する島嶼県である。1,000km 圏内には台北、上海、2,000km 圏内にはソウル、マニラ等の都市があり、古くから本土や周辺の国々と盛んに交流が行われてきた。

とりわけ、那覇港は物流、人流の中心的な拠点港湾として沖縄県の社会経済活動を支えており、外国（台湾、北米、中国、韓国、フィリピン等）、本土（東京、名古屋、大阪、神戸、博多、鹿児島等）と沖縄、宮古、八重山や周辺離島をつなぐ県内で最も重要な港湾となっている。

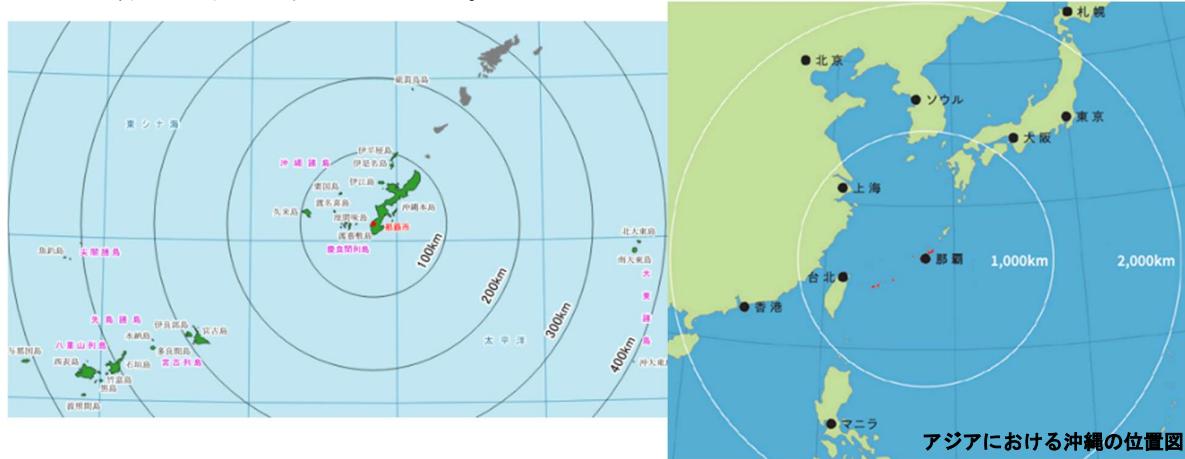


図 1:沖縄県の位置図 出典：沖縄県 HP

1-2 那覇港におけるクルーズ船の寄港状況

那覇港においては、これまでクルーズ船用の泊ふ頭 8 号岸壁(那覇クルーズターミナル)を中心にクルーズ船を受け入れ、コロナ禍前は、クルーズ船寄港増加に対応するため、暫定的にコンテナ船用岸壁である新港ふ頭 9 号岸壁でのクルーズ船受入れも行っていた。

那覇港へのクルーズ船寄港回数は、2014 年 4 月に那覇クルーズターミナルを供用開始して以降連続して過去最高を更新し、2018 年は 243 回（全国 2 位）、2019 年は 260 回で全国 1 位を記録した。

また、クルーズ船の大型化が進展し、特に 2017 年以降、14 万トン級以上のクルーズ船の寄港増が顕著となり、寄港数増と相まってクルーズ船客数も急増し、2019 年には約 68 万人が那覇港を利用した。

2020 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、那覇港へのクルーズ船の寄港はなかったものの、2023 年 1 月に寄港受入れを再開し、同年 2 月には、クルーズ船用となる新港ふ頭 12 号岸壁の供用を開始した。2023 年のクルーズ船寄港回数は 79 回、2024 年は 175 回（全国 2 位）と順調に回復している。

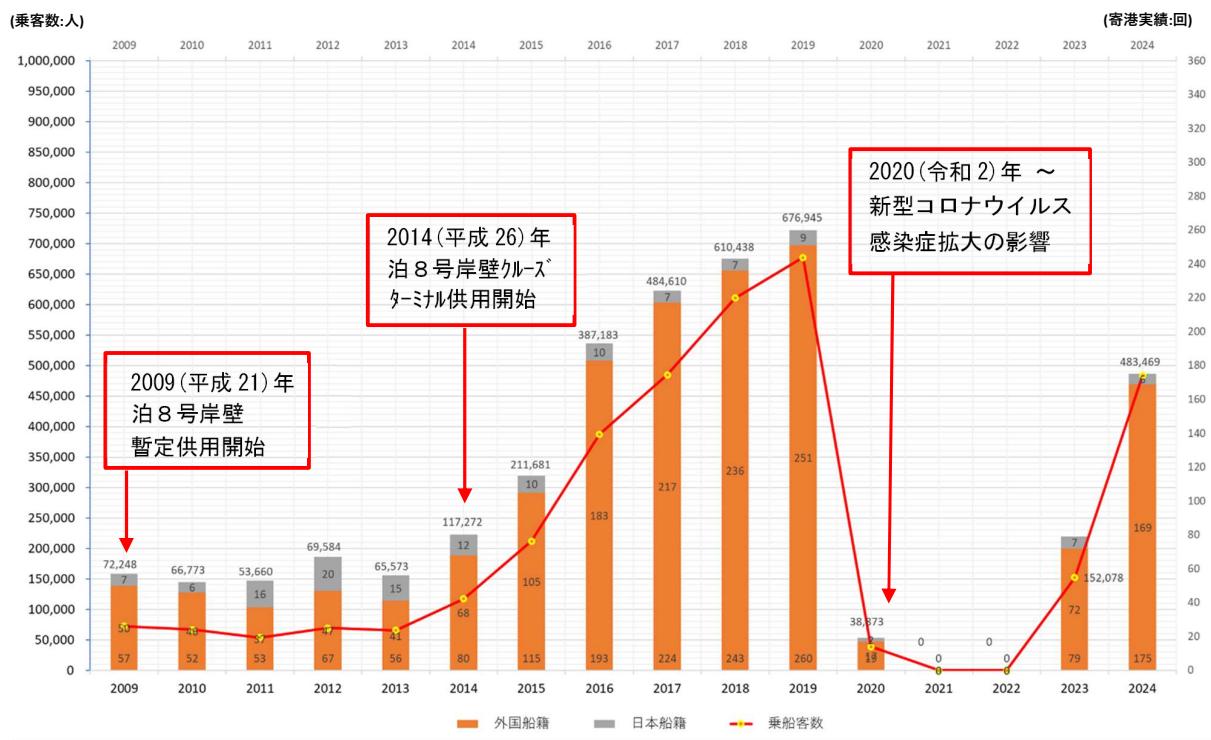


図 2 : 那霸港におけるクルーズ船寄港回数・入港前客数

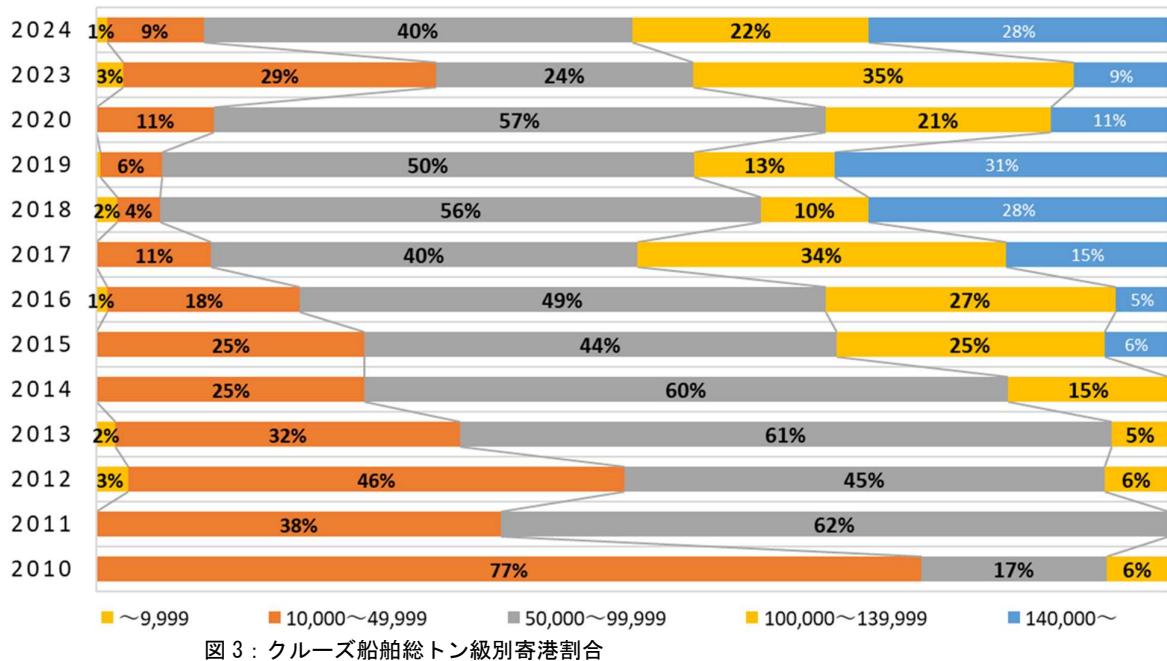


図 3 : クルーズ船舶総トン級別寄港割合

1－3 那覇港の港湾計画における位置付け

那覇港港湾計画では、泊ふ頭地区に泊ふ頭8号岸壁を、新港ふ頭地区に新港ふ頭12号岸壁をクルーズ船用の岸壁として位置付けている。

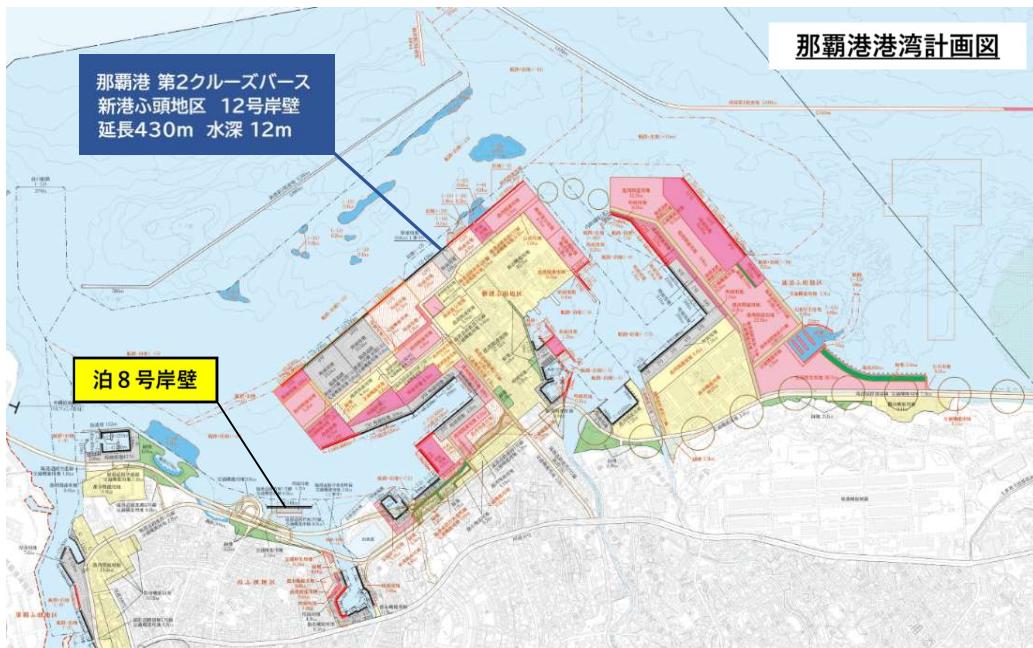


図4：那覇港港湾計画図

1－4 主要港湾施設の整備状況

クルーズ船受入に係る主要港湾施設の整備状況については、以下表1のとおり。

表1：クルーズ船受入に係る主要港湾施設（係留施設、旅客施設等）の状況

施設	泊ふ頭8号岸壁（クルーズ船用）	新港ふ頭12号岸壁（クルーズ船用）
係留施設	水深9m、延長340m	水深12m、延長430m
水域施設	泊地(-9m)	泊地(-12m)
旅客施設	那覇クルーズターミナル (CIQ面積約1,490m ²)	なし
付帯施設	駐車場(約3,000m ²)・道路	駐車場(約19,000m ²)・道路



泊ふ頭8号岸壁



新港ふ頭12号岸壁

1－5 國際旅客船寄港の拠点形成に係る取組方針

(1) クルーズ船寄港の拠点形成をするまでの受入れの現状及び課題

クルーズ船用岸壁である泊ふ頭8号岸壁では、クルーズ船の大型化、旅客の増加に伴う旅客ターミナルやバス及びタクシーの駐車スペース等の確保が課題となっている。また、当該ターミナルは主に寄港型のクルーズを想定し整備されており、発着クルーズの実施にあたり、旅客荷物の搬出入を円滑に行うための搬送設備や荷物預入・受取スペースを備えていないことから、受入環境や機能面で課題を抱えている。

これら課題の解消に向け、大型船に対応可能となる新港ふ頭12号岸壁を2023年2月に供用を開始したところである。しかし、旅客ターミナルが未整備のため、発着機能を有した大型船にも対応可能な旅客ターミナルの整備が急務となっている。

(2) 連携するクルーズ船社の概要

以下の船社を連携するクルーズ船社（以下「連携船社」という。）とする。

① クルーズ船社名：MSC Cruises S.A.（以下「MSC」という。）

- ・スイスにある Mediterranean Shipping Company S.A. が親会社。MSC クルーズは欧州市場において大きなシェアを持つ、世界トップクラスのクルーズ会社。Explora Journeys が MSC のクルーズ船ラグジュアリーブランド。
- ・那覇港への初寄港は2017年。

② クルーズ船社名：Royal Caribbean Cruises Ltd.（以下「RCG」という。）

- ・米国マイアミに本社を有する RCG は、世界中の約 1,000 の目的地へと運航する世界トップクラスのクルーズ運営グループ。
- ・RCG は、Royal Caribbean International、Celebrity Cruises、Silversea Cruises の3つのクルーズブランドの所有者兼運営会社であり、また TUI Cruises 及び Hapag-Lloyd Cruises を運営する合弁会社の 50%を所有している。
- ・那覇港への初寄港は2008年。



(3) クルーズ船の寄港の拠点の形成に係る取組方針

① 整備する施設の運営管理（詳細は、3. 3-1 (1), 2) 参照）

- ・国が整備する施設（係留施設、ターミナルビル用地）については、那覇港管

理組合が管理運営する。

- ・那覇港管理組合が整備する駐車場等については、那覇港管理組合が管理運営する。
- ・各々の連携船社の 100%子会社 (MSC の 100%子会社である Cruise Terminal Investment Limited Sarl 及び RCG の 100%子会社である RCL Cruises Ltd.) が出資して設立するクルーズポート那覇合同会社 (以下「本合弁会社」という。) が整備する新たなクルーズターミナルについては、本合弁会社が管理運営する。

② 係留施設の優先的な利用（詳細は、3. 3-1 (1), 2 参照）

- ・連携船社は他のクルーズ船社に先立って、係留施設（新港ふ頭 12 号岸壁）の利用を予約することができる。
- ・優先的な利用は、年間 250 日を限度として認める。
- ・優先的な利用の存続期間は、最大 30 年間とする。

③ 周辺交通対策の考え方

那覇クルーズターミナル（泊ふ頭 8 号岸壁）は、バスやタクシーの駐車スペースが手狭なため、特に大型船寄港時に周辺道路で渋滞が発生していることから、大型船については、新港ふ頭 12 号岸壁での受け入れを推奨することや関係者と連携した対策等により改善を図る。

新港ふ頭 12 号岸壁においては、旅客ターミナルビル建設用地背後地に駐車場を整備した。また、ふ頭の混雑や交通の錯綜に対応するため、旅客ターミナルビル建設用地北側にふ頭用地の整備が計画されている。新港ふ頭 12 号岸壁が所在する新港ふ頭地区は物流エリアであるため、大型船寄港時においては交通量の増加により物流車両への影響が生じる可能性があることから、ツアーバスや市街地へのシャトルバス等クルーズ船関係車両と物流車両のルート分散を図るなど、周辺道路の交通環境への影響を最小限に抑えられるよう関係者と連携して対策の検討を行う。

（4）国際旅客船寄港の拠点形成に関する実施体制

那覇港におけるクルーズ船の受入体制の構築等を目的とする那覇クルーズ促進連絡協議会等を活用し、港湾管理者及びクルーズ船社、観光関係機関等、関係者間での定期的な対話を通じて、クルーズ船寄港促進に向けた連携及び情報共有、客船誘致や受入体制構築に関する諸課題解決を図りながら、国際クルーズ拠点形成の取組を推進する。

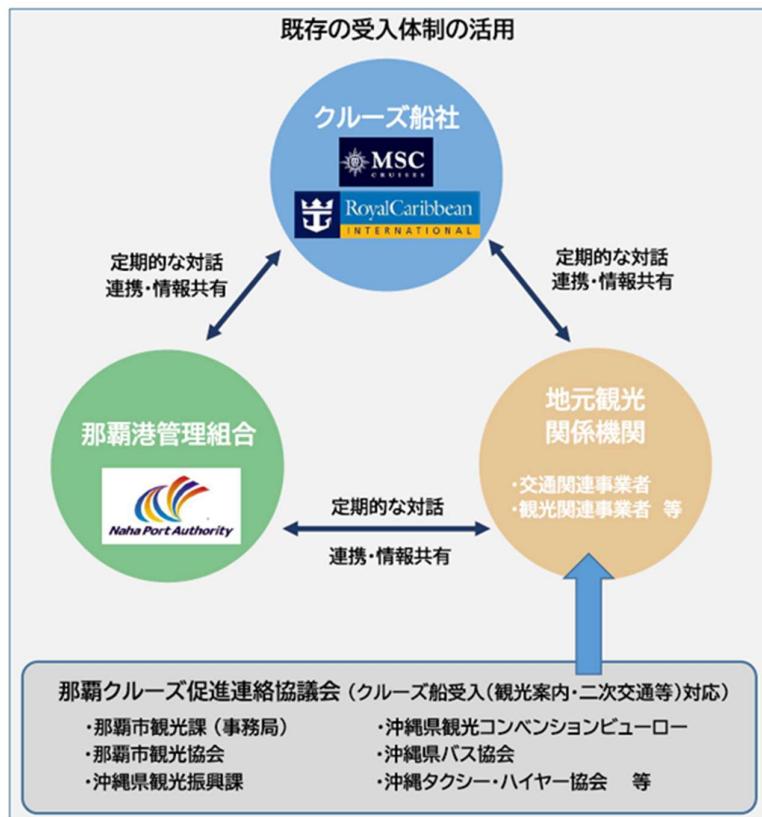


図 5：クルーズ船受入体制及び関係者間連携イメージ図

2. 國際旅客船拠点形成計画の目標

2-1 那覇港が目標とする国際クルーズ拠点の姿

(1) 国際旅客船拠点としての那覇港の位置付け

2023年3月に改定した那覇港港湾計画において、「世界と沖縄、琉球の歴史・文化を繋ぎ、観光の高付加価値化に導く“みなど”」と将来像を定め、①多様なクルーズを迎える、沖縄の魅力を発信する快適な玄関口の形成、②万国津梁のロマンを感じる、国内外の人・物・文化等の交流を生むウォーターフロント空間の形成、を基本戦略としている。

また、2022年5月に沖縄県が策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」においては、質の高いクルーズ観光の推進や那覇港の人流機能の強化を図ることを目指している。

那覇港管理組合としては、これらの計画の実現に向けて、沖縄県や近隣市町村、観光関連団体等の関係機関との連携強化を図りながら、県内港湾の中核的な役割を果たせるよう、東アジアの中心に位置するという地理的優位性を活かし、クルーズ船寄港数増加に向けたポートセールスを実施するとともに、那覇港発着のフライ&クルーズを推進し、那覇港の国際クルーズ拠点化を目指す考えである。

(2) 魅力的な周辺観光地及び広域観光資源を活用した地域経済の活性化の促進

那覇港が位置する沖縄本島中南部地域は、本県の歴史・文化・経済を代表する地域であり、国際通りや那覇新都心商業エリア、世界遺産である首里城跡、斎場御嶽（せいふあうたき）など、魅力的な観光施設等が立地し、多くのクルーズ船乗客が訪れている。

また、那覇港内には、ダイビングスポットやB B Q施設、波の上緑地、周辺離島（渡嘉敷島、座間味島など）へのフェリー・高速船ターミナル等も有しており、県民及び観光客等の人流拠点として賑わっている。

今後、前述の「1-5 国際旅客船寄港の拠点形成に係る取組方針」の「(4)国際旅客船寄港の拠点形成に関する実施体制」に示すとおり、那覇港周辺だけではなく、沖縄県南部及び中部といったエリアも含む（図 7）、周辺自治体との連携を強化し、広域な寄港地観光の実現を通じた地域経済の活性化を目指す考えである。



図 6：那覇港と那覇市内の観光地との位置関係図



図 7 : 那覇港と県南部・中部の観光地との位置関係（車での所要時間）

2-2 國際クルーズ拠点（新港ふ頭12号岸壁）の運用開始年及び目標年

暫定供用：2023年（旅客ターミナルなし）

運用開始：2027年（旅客ターミナル供用開始）、2028年（通年運用開始）

目標年：2032年

連携期間：2057年までの30年間

2-3 通年運用開始年及び目標年における寄港回数等の目標値

通年運用開始年（2028年）における配船予定船舶として、MSCは17.2万トンクラス、RCGは16.9万トンクラスの船を予定している。寄港回数はMSCの発着12回を含む合計71回を見込んでいる。

また、目標年（2032年）における配船予定船舶として、MSCは17.2万トンクラス、RCGは13.7万トンから23.7万トンクラスの船を予定している。寄港回数は那覇港発着クルーズ12回を含む89回を見込んでいる。

表2：通年運用開始年（2028年）における寄港回数

	MSC	RCG	合計
寄港地	28回	31回	59回
発着港	12回	0回	12回
船社合計	40回	31回	71回

・配船予定船舶

MSC：MSC Bellissima（17.2万トン）クラス

RCG：Spectrum of the Seas（16.9万トン）クラス

（具体的な船舶とクラスは、商業上の需要とそれに基づく各クルーズ船社の世界全地域における配船計画に基づいて変更される可能性がある。）

表3：目標年（2032年）における寄港回数

	MSC	RCG	合計
寄港地	38回	39回	77回
発着港	12回	0回	12回
船社合計	50回	39回	89回

・配船予定船舶

MSC：MSC Bellissima（17.2万トン）クラス

RCG：Wonder of the Seas（23.7万トン）クラス、Spectrum of the Seas（16.9万トン）クラス、

Voyager of the Seas（13.7万トン）クラス、Quantum of the Seas（16.9万トン）クラス

（具体的な船舶とクラスは、商業上の需要とそれに基づく各クルーズ船社の世界全地域における配船計画に基づいて変更される可能性がある。）

上記に示すとおり、国際クルーズ拠点（新港ふ頭12号岸壁）への寄港回数増加とともに、泊ふ頭8号岸壁を含めた那覇港全体の寄港回数の増加を見込んでいる。

3. 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

3-1 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業について

（1）国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の内容

1) 国際旅客船取扱埠頭の機能の高度化に資する施設の整備等

各事業実施主体が連携して以下の施設を整備する。

表4：施設毎の整備計画

施設名	内容	備考
係留施設 (新港ふ頭12号岸壁)	<ul style="list-style-type: none"> ■規 模：水深 12m 延長 430m（ドルフィン含む） ■対象船舶：22万トン級 ■整備時期：2019年度～2021年度 ■整備主体：国 ■管理運営：那覇港管理組合 	航行安全検討委員会により23万トン級の受入可。
泊地	<ul style="list-style-type: none"> ■規 模：水深 12m 面積 42,000m² ■整備時期：2019年度～2021年度 ■整備主体：国 ■管理運営：那覇港管理組合 	
ターミナルビル用地 (用地造成)	<ul style="list-style-type: none"> ■規 模：7,000m² ■整備時期：2019年度～2021年度 ■整備主体：国 ■管理運営：那覇港管理組合 	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ■規 模：19,000m² ■整備時期：2019年度～2022年度 ■整備主体：那覇港管理組合 ■管理運営：那覇港管理組合 	大型バス：約80台 タクシー：約150台
取付通路	<ul style="list-style-type: none"> ■規 模：13m ■整備時期：2019年度～2022年度 ■整備主体：那覇港管理組合 ■管理運営：那覇港管理組合 	
旅客ターミナルビル	<ul style="list-style-type: none"> ■規 模：4,000m² ■整備時期：2026年5月～2027年11月 ■整備主体：本合弁会社 ■管理運営：本合弁会社 	
カーブサイド (屋根付き)	<ul style="list-style-type: none"> ■規 模：500m² ■整備時期：2026年5月～2027年11月 ■整備主体：本合弁会社 ■管理運営：本合弁会社 	カーブサイドの面積は、初期的な設計をもとに、那覇港管理組合及び現地の税関、出入国管理、検疫との調整を行った後に確定する。

旅客ターミナルビルについては、乗客6,000人程度の発着クルーズの円滑な受け入れが可能となる規模及び機能を有するターミナルの整備を行う。（具体的な規模、機能等については、今後、本合弁会社と調整を行う。）当該施設は、クルーズ船乗客の乗り継ぎや

乗下船のオペレーションに必要となる機能を果たすために必要な空間を備え、観光案内所も設置される。



図 8：新港ふ頭 12 号岸壁整備状況

2) 法第 50 条の 18 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく官民連携国際旅客船受入促進協定の締結

① 協定対象施設

- (a) 旅客ターミナルビル及びカーブサイド（屋根付き）
- (b) 係留施設：新港ふ頭 12 号岸壁（水深 12m、延長 430m）

② 協定の締結主体

那覇港管理組合、本合弁会社

③ 整備期間、運用開始年及び管理運営期間

- (a) 旅客ターミナルビル及びカーブサイド（屋根付き）

整備期間：2026 年 5 月～2027 年 11 月

運用開始年：2027 年 11 月

管理運営期間：供用開始後 30 年間

- (b) 付帯施設（駐車場）

整備期間：2019 年度～2022 年度

運用開始年：2022 年度

- (c) 係留施設

整備期間：2019 年度～2021 年度

運用開始年：2022 年度

④ 施設の所有形態、管理運営主体及び管理運営方針

(a) 旅客ターミナルビル及びカーブサイド（屋根付き）

所有形態：本合弁会社が所有する。敷地は那覇港管理組合が貸付を行う。

管理運営主体：本合弁会社

施設管理運営方針：

- ・クルーズ船の利用者から施設使用料を徴収する。
- ・広告スペースの貸出、イベントスペースの貸出等から賃料を徴収する。
- ・維持管理、清掃等に必要な業務については、地元企業等へ委託し地元企業の活用を図る。

(b) 付帯施設（駐車場）

所有形態：那覇港管理組合が所有する。

管理運営主体：那覇港管理組合

管理運営方針：利用者が適正に駐車場を利用できるよう十分に配慮するとともに、その管理運営について創意工夫をもって行う。

(c) 係留施設

所有形態：国が所有する。

管理運営主体：那覇港管理組合

管理運営方針：係留施設の優先的な利用の方針に則り、効率的な運用を図る。

⑤ 係留施設の優先的な利用

(a) 連携船社による優先的な利用の存続期間は 30 年間、優先的な利用は年間最大 250 日とする。

(b) 連携船社は、係留施設を利用する日が属する暦年の 2 年前となる年の 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に係留施設の利用の予約を行うものとする。

(c) 那覇港管理組合は、係留施設を利用する日が属する暦年の 2 年前となる年の 7 月 1 日以降の係留施設の利用の予約については、連携船社並びに他のクルーズ船社の予約を平等に取り扱う。

（2）国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施体制

施設整備の事業主体は、3. 3-1 (1) に示したとおり。

（3）国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の効果

沖縄県が実施した令和 5 年度外国人観光客実態調査概要報告によると、同年度の訪沖外国人海路客 1 人あたりの沖縄本島における観光消費額は、17,791 円であった。同年における那覇港への乗船客数は約 48 万人であり、直接効果は、約 85 億円と推

計される。

さらに、新港ふ頭 12 号岸壁旅客ターミナルビルに発着港としての機能を付加し那覇港発着クルーズの催行を促進することで、クルーズ利用者の県内滞在時間の増加により「移動交通費」、「ホテル泊」、「食事・買い物」等による県内消費額の増加も見込まれる。また、クルーの交代に伴う「移動交通費」、「ホテル泊」、クルーズ船内で必要となる食品・飲料などの「物資（シップサプライ）の県内調達」、「旅客の手荷物の積降・運送」、「旅客ターミナルビルの管理運営に必要な警備委託」など地元への直接的な経済効果及び雇用創出効果も期待される。

（4）法第 50 条の 16 第 3 項に掲げる許可等に関する事項

1) 法第 2 条第 6 項による認定を要する施設に関する事項

なし

2) 法第 37 条第 1 項の許可を要する行為に関する事項

なし

3) 法第 38 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による届出を要する行為に関する事項

本合弁会社が新港ふ頭地区内に旅客ターミナル施設を建設する場合の港湾管理者への届出があつたものとみなす。

4) 法第 55 条の 7 第 1 項の国の貸付けに係る国際旅客船港湾管理者の貸付けを受けて行う同条第 2 項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良に関する事項

なし

4. 国際旅客船拠点形成計画の実施に関し当該国際旅客船港湾管理者が必要と認める事項

4-1 泊ふ頭 8 号岸壁（那覇クルーズターミナル）との役割分担

既存の泊ふ頭 8 号岸壁は、港湾計画に基づき 7 万総トン級対応の岸壁として整備されたが、近年のクルーズ船の大型化に伴い、航行安全対策調査専門委員会で審議の上、上限を 17 万トン級（船長 335m 以下）として大型クルーズ船の接岸を認めている。しかしながら、旅客ターミナルビルには大型クルーズ船に対応できる十分な CIQ ホールや、バス駐車場及びタクシー乗り場のスペースが十分に確保されておらず、免税品販売も仮設店舗で行っている状況である。

このため、旅客の利便性と安全性の向上を図るため、発着機能も備えたより規模の大きい旅客ターミナルの必要性が高まっている。旅客ターミナルビルの運用に際し、那覇港管理組合は、大型クルーズ船について、新港ふ頭 12 号岸壁での受入れを推奨し、クルーズ船社に周知を図っていく。

4-2 フライ & クルーズの推進

那覇港の国際クルーズ拠点形成を図るため、沖縄県等と連携しながらフライ & クルーズを積極的に推進する。また、県内各地の関係者と連携を図りながら、離島周遊ク

ルーズや着地型観光についてプロモーションを実施するなど、その実現に向けた取組を行う。